

規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第一条第一項中「に關し」を「を、埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「おいて」を「ついて」に、「規則に」を「条例等に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事の所管する手続等（条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

第二条第一項を次のように改める。

この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第六条第一項中「知事等は、」の下に「条例第六条第一項の規定により」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「知事等は、」の下に「条例第五条第一項の規定により」を加え、同条を第十条とする。

第四条第一項中「知事等は、」の下に「条例第四条第一項の規定により」を加え、「（条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。）」を削り、「知事の使用」を「知事等の使用」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条第一項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- 一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事の定めるところによる届出

三 前二号に掲げるもののほか、知事が定める方式

第四条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第九条 条例第四条第五項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある
と知事が認める場合

第三条第一項を次のように改める。

条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、知事の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
い。

一 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

第三条第二項中「前項の」を「知事が電子署名を要することとしている」に改め、

同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第五条 条例第三条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第六条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第七条 条例第四条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、知事又はこれに置かれる機関(以下「知事等」という。)の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本則に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第十二条 条例第九条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条に規定するもののほか、知事が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。